

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	わかたけ作業所
経営主体(法人等)	社会福祉法人 育桜福祉会
対象サービス	生活介護事業 就労継続支援B型事業
事業所住所等	〒213-0032 神奈川県川崎市高津区久地2丁目15番11号
設立年月日	昭和56年 4月
評価実施期間	平成23年 6月 ～ 平成24年 1月
公表年月	平成24年 1月
評価機関名	株式会社 学研データサービス
評価項目	川崎市指定評価項目（障害）
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
<p>《特に優れている点》</p> <p>○ 利用者の働く場を提供し、利用者の自立と社会参加を支援しています 生活介護事業及び就労継続支援B型事業の利用者は、毎日の作業を楽しみにして施設に通っています。仕事がたくさんあると利用者の顔も明るくなります。生活介護の利用者には、個々の希望と適性を踏まえて、仕事としての意識を持つように個別支援計画にもとづいて支援しています。就労継続支援B型の利用者には、社会的経験の拡大や就労への意欲を引き出し、就労が可能で就職を希望する利用者には個別支援計画に基づいて、職場実習やトライアル雇用の支援を行っています。また、就労援助センターや障がい者生活支援センターと連携し、就労支援と就労後の適切なアフターフォローを実施しています。</p> <p>スイッチ作業、チョーク製品作業、ボールペン作業、計測機器の部品組み立て作業などの提供に協力してくれる事業所は現在10社を超えています。川崎市障がい施設関係事業協会仕事センターを通じて、また、事業所周辺に所在する各企業と連携し積極的に作業の開拓を進めています。</p> <p>○ 家族の事情に配慮し、利用者の地域生活支援に力を入れています 家族の高齢化や疾病などの理由で利用者の家庭生活の維持が年々困難になる傾向があります。施設では、併設の障害者生活支援センターをはじめ、関係機関と連携し、利用者が地域生活を継続できるように支援しています。「将来的にはグループホームに入りたい」などの利用者の希望を尊重し、法人のグループホーム体験入所のサービスを紹介しています。また、通園のための送迎は家族対応が原則ですが、緊急時や家族による対応が難しい状況が生じた場合、将来的に予測されるニーズも視野に入れたうえで適切に対応しています。</p> <p>家族の意見は、家庭との連絡帳を活用して汲み取っています。また、保護者会を毎月開催し、利用者の地域生活支援について話し合いをしています。このほか、保護者会の要望に応じて、年2回程度、家族向けの料理講習会を開催し、利用者が地域で安心して生活できるように障がい配慮した食事の指導も行われています。なお、毎月施設の栄養士が発行する「栄養士便り」を家族に配付して、情報提供に努めています。このように、家族の状況に合わせた支援が行われています。</p>	

○ **利用者の思いや強みを尊重した個別支援の実践に努めています**

利用者の個別支援計画の作成にあたっては、誰のための計画かという本来の目的を意識し、本人の希望や思いや強み（ストレングス）を尊重し、本人の全体像とニーズをしっかりとらえるようにしています。そのため、アセスメント（利用者ニーズの評価）では、利用者のエンパワーメント（利用者の力が回復、強化すること）やストレングスアプローチ（利用者の強みや良い面を尊重することに接近すること）を実施する上での、利用者本人のニーズを把握することに力を入れています。そして、利用者の障がい特性と社会参加の状況、ADL（日常生活活動）の状況を把握し、個別支援計画を策定しています。なお、個別支援計画の策定にあたっては、川崎市更生相談所、障がい者生活支援センター、医療機関などの関係機関と連携し、専門家の意見や助言を取り入れるようにしています。利用者自身が可能な限り役割を持ち、自分を表現し、その人らしい生き方を実感できるように支援しています。

○ **法人の基本方針を全職員に周知し、利用者の人権擁護に努めています**

法人として「心の風景を自由に表現できるキャンパスの創造をめざして」を理念に掲げ、8項目の基本方針を定めています。基本方針には、利用者が喜怒哀楽を思う存分、自由に表現できる心豊かな生活をめざすことを支援し、また、障がいを持つ人一人ひとりを大切に、思いや願いに対しその実現をはかるべく、個々に合致した支援・援助を展開することなどを謳っています。

事業所の事業計画の運営方針に、法人の基本方針及び事業計画に基づき事業を展開することを明記し、年度ごとに事業重点運営項目を定めています。事業計画書は職員に回覧しています。また、月1回開催のフロア会議で取り上げ職員に周知しています。このほか、毎年11月に実施する職員の意向調査で管理者が職員に面談し、職員の職務に対する希望を聞くとともに、職員の職務に関する理解の状況を確認しています。

《今後の取り組みに期待する点》

○ **マニュアル類の充実化を図り、サービスレベルの改善に取り組むことを期待します**

事故対応マニュアルや防災マニュアル、衛生管理マニュアルなど、一部のマニュアルは整備されていますが、接遇や食事、排泄、健康管理や虐待防止など、利用者の日常生活に関するサービス支援マニュアルは作成されていません。今後、標準的サービスの実施内容をマニュアル化し、定期的にマニュアルに基づいたサービス状況の評価を行うことで、サービスレベルの改善につなげていくことを望みます。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重

平成23年度法人の事業計画の基本姿勢に、人権の尊重を掲げ、利用者の快適な暮らしや健康で幸福な生活（ウェルビーイング）を確保するため、利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全な福祉サービスを提供することを謳っています。

法人の事業計画を受けて、障害者の人権と自主性を尊重し、人格を尊び、利用者主体に支援を務めることを職員の心構えとして事業報告書に明記し、職員全員に周知しています。また、個人情報の保護と管理は法人の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に則り厳正に行うことを明記しています。なお、利用者の個人情報は、職員室の鍵のかかる書庫に保管し、情報の保護を徹底しています。

人権侵害防止に対する支援の具体例を用いて朝会で職員の意識の共有化と徹底を図っています。虐待の懸念があれば複数の職員で利用者を観察し、ヒヤリハットのしくみを活用して虐待防止に努めます。また、更生相談所などの関係機関と連携し、適切に対応しています。

職員は常に身体拘束や虐待防止を意識していることがうかがえますが、身体拘束防止や虐待防止マニュアルを整備し、職員間の共通のサービスレベルの標準化と、相互チェックのしくみ作りが望まれます。

2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

利用者の自立支援のための目標と課題を設定し、個別支援計画に記述しています。そして、課題ごとに期日を設定し、達成状況を評価しています。個別支援計画の見直しは、年2回実施していますが、利用者の状況の変化に応じて随時行っています。

家族の意見は、家庭との連絡帳を活用して汲み取っています。また、保護者会を毎月開催し、利用者の地域生活支援について話し合いをしています。利用者全員が施設を通所施設として利用している状況ですが、利用者が安心して通えるように、一人ひとりに生じた問題に対して家族や地域住民、関係機関と連携しながら、利用者の自立性を尊重した支援を心掛けています。また、将来的にはグループホームに入りたい、などの希望を尊重し、グループホーム体験入所を推薦しています。

利用者の自主性を尊重し、工賃の扱いや企業などの就労面接、通勤、グループ外出等個別ニーズに配慮した支援プログラムを取り入れています。アセスメントや面談時にコミュニケーションを良くするための留意点を家族や本人と話し合うようにしています。

3.サービスマネジメントシステムの確立

年度ごとの事業計画を策定し、重点目標を定めています。また、事業計画の達成状況を評価し、事業報告書を作成しています。職員の職務分掌を明確にし、職員がやり甲斐を持てるように指導しています。

法人の平成22年度事業報告書に、コンプライアンスの徹底を図ったことが明記されています。法人の理念及び社会的ルールを順守し、障害者自立支援法について職員に周知しています。また、個人情報保護や虐待防止に努めています。

年に2回モニタリングを実施し、利用者ごとにサービスが適切に行われていることを確認しています。モニタリングは個別支援計画の課題ごとに取り組み内容について達成状況を評価し、課題を明確にしています。そして、その対策を支援内容見直しのための記録票に記述しています。モニタリングの結果について利用者の同意のサインをもらい、本人が納得して支援を受けられるようにしています。

事故や食中毒、感染症などの発生防予策は、法人が設置する安全委員会で法

	<p>人内各事業所の事例を基に検討し、各事業所で共有しています。ノロウィルスなど感染症が流行する時期には、看護師と職員が連携して情報の確認を行い、マニュアルを見直して対策を講じています。</p> <p>食中毒防止対策としては、主に給食マニュアルに基づいた対応を行っています。</p> <p>安全管理に関する各種マニュアルを整備していますが、定期的な見直しや内容の精査が行われていません。必要なマニュアルの選定と検証を行い、職員への周知徹底が期待されます。</p>
<p>4.地域との交流・連携</p>	<p>会議室は地域の方に無料開放しています。現 います。施設長は、近隣地域の施設長会や法人の管理職会議に定期的に参加し在は毎週婦人会の方々が利用しています。また、毎年11月に祭りを催し、地域の方をお誘いしています。ダンスや音楽演奏の披露、保護者による模擬店を出店して交流を図っています。この活動を通じて、地域住民の障がいへの理解が深まるように取り組んでいます。</p> <p>事業所にとって区の関係機関や法人内諸事業所、地域の他事業所、仕事の受注先などは、連携が必要な資源と捉え、必要に応じた連携関係を構築して、事例研究や課題解決の検討を行っています。</p> <p>火災などの不測事態には、消防署や保健所、区の各事業所、法人内諸事業所との連携が取れる体制です。本年の震災を機に避難場所を再確認し、広域避難所への避難訓練の拡充を行いました。</p>
<p>5.運営上の透明性の確保と継続性</p>	<p>「心の風景を自由に表現できるキャンパスの創造をめざして」を掲げて、8項目の法人としての基本方針を定めています。基本方針には、利用者が喜怒哀楽を思う存分、自由に表現できる心豊かな生活をめざすことを支援し、また、障がいを持つ人一人ひとりを大切に、思いや願いに対しその実現をはかるべく、個々に合致した支援・援助を展開することなどを謳っています。</p> <p>法人に対する第三者機関による会計監査の結果は、朝・夕の打ち合わせて施設長から職員へ伝えていきます。市の監査結果に基づく改善事項は、速やかに対処しています。昨年度は、床の張り替えや壁の修繕を実施しました。</p> <p>毎年11月に実施する職員の意向調査で管理者が職員に面談し、職員の職務に対する希望を聞くとともに、職員の職務に関する理解の状況を確認しています。</p> <p>毎月1回開催の保護者会で施設の基本方針と事業計画の内容を説明しています。</p>
<p>6.職員の資質向上の促進</p>	<p>平成22年度法人の事業報告書に、職員が社会福祉従事者として、また社会人としての資質向上を目的として、入職年次別研修、厨房、看護、事務職など、職種別研修、事業所別研修を実施したことを明記しています。また、職員が法人の基本方針及び事業所事業計画の状況と内容を自分のものとして受け止め、事業活動に活用するために、法人全体であらゆる機会を通じて周知・徹底を図っていることを明記しています。</p> <p>新人研修から5年目の職員は、法人内の別の事業所の職員と合同で、習得スキル目標が明確にされた研修を受講しています。講師は各事業所の職員が行い、習得したスキルを実際の現場に反映しています。法人内の職員が自主的に学習会を行ったり、事業所が研修会を企画したりしての自己研鑽を行っています。</p> <p>研修の成果を、次期の研修計画へ反映するしくみ作りが望まれます。また、職員の職務に対する能力評価の査定基準を活用するなど、職員自身のレベルチェックと目標管理のしくみの構築が望まれます。</p>